

I 経緯

策定

平成27年3月20日

「すべての女性が輝く政策パッケージ」
(平成26年10月10日すべての女性が輝く
社会づくり本部決定)

- ストーカー対策の抜本的強化
- 「関係省庁からなる会議において検討
の上、同年度内を目途に取りまとめ」

改訂

平成29年4月24日

ストーカー規制法改正
(平成28年12月)

- 規制対象の拡大
- 行政措置・罰則の見直し
- 職務関係者による被害者等の
安全確保及び秘密保持への
配慮 等

改訂

令和4年7月15日

ストーカー規制法改正
(令和3年5月)

- GPS機器等を用いた位置情報
無承諾取得等の規制
- 禁止命令等の方法に係る規定
の整備 等

II 情勢

ストーカー事案

- ストーカー事案の相談等件
数が高水準で推移
- 令和8年3月には、ストー
カー規制法違反等で刑事罰
を科せられ、禁止命令等も
受けていた男性が、その被
害に遭っていた女性を殺害
する事案も発生
- 引き続き、厳しい状況

ストーカー規制法改正

- いわゆる紛失防止タグを用いた位
置情報の無承諾取得等の規制
- ストーカー行為等をするおそれ
がある者に被害者に係る一定の情報
を提供するおそれがあると認めら
れる者への措置に関する規定の整
備 等
(令和7年12月)

各種計画等

- 「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年3月13
日閣議決定)、「女性活躍・男女共同参画の重点方
針2026」(令和8年6月25日すべての女性が輝く
社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)
➢ ストーカー事案への対策の推進、関係機関が連携
した被害者支援等を行うための取組の推進
- 「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対
策」(令和8年7月28日犯罪対策閣僚会議決定)
➢ ストーカー対策の強化

令和8年7月28日 ストーカー総合対策 改訂
社会全体でストーカー対策をより一層強力に推進

Ⅲ 改訂のポイント

内容	番号
●警察本部・警察署の実効的な対処体制の確立、事案を担当する警察官等の充実 ●全国警察共通のシステムの全国運用を開始し、適正な事案管理及び情報共有を実施	1 (1)
●GPS機器等や紛失防止タグを悪用した位置情報無承諾取得等への厳正な対処 ●ストーカー行為等をするおそれがある者に被害者に係る一定の情報を提供するおそれがあると警察が認める者に対し、そうした提供を行わないよう要請	2
●悪用防止対策を講じるよう紛失防止タグ等を開発・販売する企業に働き掛け ●探偵業者等に依頼内容に関する厳格な確認を行うよう要請	2 (1)
●被害者に対する援助の努力義務の主体として、被害者を雇用する者や就学する学校の長が法に規定されたことについて周知を実施	2 (2)
●一定の加害者へのGPS機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関する検討の推進	4 (1)
●禁止命令等を受けた加害者全員に対する近況等把握のための連絡の実施 ●禁止命令等を受けた加害者全員等に対する治療・カウンセリングの受診等の働き掛け ●公認心理師協会等からのカウンセラーの派遣等、関係機関・団体との連携の推進 ●加害者の治療・カウンセリングの受診率等を向上させる方法等について、関係省庁が連携した研究の実施 ●一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入について、諸外国の制度等も参考にしつつ、受け皿となる医療機関等の確保等も含めて検討 ●刑事施設等における特別改善指導や専門的処遇プログラムの中でストーカーに対応したプログラムの早期整備	5